

## 書 評

中村沙絵、『響応する身体—スリランカの老人施設ヴァディヒティ・ニヴァーサの民族誌』ナカニシヤ出版, 2017 年, 404 p.

野村亜由美\*

本書は、スリランカ西南海岸地域および北中央州において、2007 年 2 月から 2010 年 5 月に断続的に行なわれた現地調査に基づいて書かれた重要な著作である。本書は、ヴァディヒティ・ニヴァーサ（老人施設、以下「ニヴァーサ」とする）での日常を描きながら、苦悩を抱える他者とともに生きていこうとする人びとの間で、老病死を支える関係性がいかに築かれているのかを問う。特に本書の中心となるのは、ニヴァーサにおいて日常的に行なわれる「ダーナ」（他者への施し、自己の積徳行為、布施）実践や、相手に対して表明される「パウ」（可哀想、気の毒な、罪）という感情表現を軸に、入居者と施設内ではたらくフロアスタッフ、そして施設外のコミュニティとの間で、互いの関係性がどのように構築されているのかという点である。

「響応する身体」という表題は、他者の身体を生きてしまう、あるいは他者の身体を通して自己を生きるような身体を意味する (p. 31)。「響応する身体」という他者に対して開かれた身体の在り方の理解を可能にしているのが、著者自身がニヴァーサに同居して

収集した「生」をめぐる詳細な語りの記述であり、本書で重要なタームとなっている宗教的实践としての「ダーナ」をめぐる人類学的記述であろう。本書で一貫していることは、スリランカ社会の「西洋近代化による家族や共同体の崩壊・解体」という一般的認識からは距離をおき、ニヴァーサで展開する日々の営みに寄り添いながら、そこで構築されつつある関係性の様態を検討するという点である。まず本書の構成について簡単に紹介する。

本書の序論では、スリランカにおけるニヴァーサの社会的位置づけと、「結節領域」としての施設の内外に遍在する、儀礼としてのダーナ、業や積徳といった宗教的記号などを含む「文化的装置」について理論的解説がなされている。序論に続く章は、3つの部分から構成されている。第一部（第1, 2章）ではまず、高地シンハラ農村社会の事例を紹介しながら、現代スリランカの老年扶養をめぐる規範と実態が描かれる。次に、本書が主に取り上げるニヴァーサがある西南海岸地域の概要を述べたあと、本研究の鍵概念となるダーナ、パウ、ピン（功德）、カラキリーマ（人生への失望）などについて概観しながら、「ダーナ」と「パウ」が現地においてどのような事象を指し、どのような用法において使用されているかについて述べられている。第二部（第3章～5章）では、イギリス植民地時代に導入された慈善収容施設を、現地の政治社会的な動き一現地化／脱植民地化していく過程一や主要なアクターと関連づけながら、外部に開かれた施設として成立した歴史的系譜を明らかにしている。またニヴァーサ

\* 東京大学大学院総合文化研究科

を「結節領域」として、入居者たちの生活を物理的に支えるダーナが具体的に施設外部のアクターと入居者とのいかなる関係の上に成り立っているのかに着目する。第三部（第6章～8章）は、ニヴァーサにおける老いと死、看取りについての徹視的な民族誌である。ここでは入居者たちが不満や苦悩などを抱きながら、いかにして施設での生活を成り立たせているのかということが主な論点となっている。著者は「老いを生きる」彼らの経験／語りを通して、他者と経験や悩みを共有することで新たな関係性のなかに自らを位置づけ、苦悩と付き合おうとする人びとの姿を描く。

以下ではまず、本書の重要な概念である「響応する身体」がどのように位置づけられているのか、そしてそれらの身体一間の共感を可能とする論理的な要素として、「ダーナ」をめぐる相互性、最後に「ダーナ」や「パウ」を媒介とした関係性の広がりという3つの点について概観したい。

## 1. 響応する身体—死を超えた来世とのつながり

施設で調査をはじめた著者は、あまりにも「あっけない死」を遂げる老人たちを前に、「死に行く人」を取り囲む入居者やスタッフたちが口にする「気の毒だ」「こうはなりたくない」「人生に絶望する」などの否定的な表現に違和感を覚える。著者の目に映る日々の光景は、老人たちを「人間として扱っていない」と思える行為だったが、彼らとともに過ごすなかでそうではないことに気が付く。

著者のスリランカでの経験において明らか

になったことは、ニヴァーサを起点として、そこで生活する身寄りのない高齢者たちを支える関係性が、「ダーナ」と「パウ」によって成り立っていること。さらにニヴァーサが入居者たちの要望に応えようとする場である以上に、他者の苦悩に共鳴し、苦悩を抱えた他者の身体を生きてしまうような契機が常に潜んでいる場であったということである。このような経験が可能となるのは、ニヴァーサという空間が「死にゆくこと」に抗うような生の営みの場ではなく、彼らの身体と自己の身体とが空間と時間を超えた連続性のうちにあるからであったと解釈できる。ダーナの授受をはじめとする日々の宗教実践の反復的行為は、「いま—ここ」が、「死」を超えた「来世」との関連において意味づけられるような空間をつくりだしていた。ダーナは、施主が入居者を「パウ」と思いながら行為する場を創出すると同時に、自らの生の偶発性への反省や気付きを促してもいた。

## 2. ダーナをめぐる相互性—反転

ニヴァーサで日常的に行なわれるダーナ儀礼は、入居者がダーナの受け手として施主の「パウ」な存在を認識し、その行為を積徳行為として認知するような場として展開する(p. 32)。ダーナを与える／受けるという場において、入居者は施主の意図を認知し、ダーナの受け手として相応しい態度を貫くことで施主を配慮する側にまわる。このように、ニヴァーサにおけるダーナ儀礼には、自らが憐れむべき存在だからこそ恩恵に与るといふ、単なる喜捨の受け手としての論理をず

らすような読み替えが見受けられる。それではなぜ、このような読み替えが起きるのか。

筆者によれば、これらの読み替えは単にオーソドックスな（英国，あるいは欧米諸国発の）チャリティの論理を取り入れたのではなく、スリランカで伝統的に行なわれてきた僧侶への追悼供養のダーナという慣習的实践を媒介に現地化をしていく過程において生まれたものである。具体的には、慈善収容施設が富裕層からの寄付だけでは成り立たなくなり、試行錯誤のなかで中間層に呼びかけ、期待に応えるなかでつくられてきた運営形態がニヴァーサにおけるダーナであった。ニヴァーサをはじめとする現在の慈善収容施設のかたちを、筆者は「近代性をめぐる実験の産物」と指摘する（pp. 134-138）。本書では割愛されているが、たとえばキリスト教徒である運営者が、ダーナがよく集まることを「幸運を神がもたらした」と表現する一方で、公的な場においては入居者によって転送された「功德（pin）」によるものだと説明するというようなことも、施設におけるダーナ実践が複数の近代の産物であることを示しているといえよう [中村 2011]。

### 3. 「ダーナ」や「パウ」を媒介にした関係性の広がり—ニヴァーサで生きる人びと

生涯を通してニヴァーサでの生活を余儀なくされ、日々の生活や「ここに居る意味」を「苦」と考える入居者たちは、ただ施設のなかで完結して生きているのではない。入居者たちはダーナの受け手として、「パウ」な存在としてのみではなく、ダーナの周辺に積徳

行為を生み出す機会を見出しながら、時には積徳行為の主体、そして時には他を配慮し養う者へと移ろうような多様な展開のなかで生きている。筆者はこれらの配慮の関係性の連鎖のなかに、入居者たちの日常実践が位置づけられていると考える。さらに著者は、この施設で働くスタッフたちにとって、ニヴァーサの入居者が経験している／してきた苦悩を同じようにわかることはできないが、私もあなたでありえたという生の不確実性と不可避性を引き受け、苦悩のただなかにいる「他者」としての彼らに「善く」働きかけることが、彼女たち自身の未来へ働きかける方途であり、響応する身体一間の経験から生み出されたひとつの肯定的な態度だったのではないかと述べている（p. 348）。この場合の「他者」というのは、「自己」と分離されるものではない。「私もあなたでありえたという生の不確実性と不可避性」という偶有性の次元にある非分離な間身体性—他者に対して互いに開かれた関係をつくりだすような身体—を生きるということを意味するのであろう。フロアスタッフに焦点を当てた本書の後半では、他者の喪失や痛みや苦悩、そして自己の内なる「他者性」がひと繋がりとなって、激しい動揺を生み出すような関係性の広がりの中で、しかし固有の生／人格を認めながら他者と繋がろうとする生のかたちが生き生きと描かれている。

最後に、著者はシンハラ語を修得し、彼らのことばで日常の意味世界を理解しようと試みた。「パウ」や「カラキレナワ」「ドゥカ」といった現地語に対語的にことばをあてがう

のではなく、さまざまな事象を微細に描きながら、ことばの用いられ方や意味を丁寧に解釈し、その限界を超えるだけの厚い民族誌として仕上げている。本書から浮かび上がる「生きていても仕方がない」生を、「それでもなお生きる」人びとの姿は、著者が実践や自らのフィールドでの違和感から理論的枠組みを構築するという人類学的方法のなかで明らかにされている。彼らとともに濃厚な時間を生き、高齢者たちの生活を生き生きと描きだした本書は、一読者として「共にそこにいる」臨場感を味わえる立体的な民族誌であると考えられる。

#### 引用文献

中村沙絵. 2011. 「現代スリランカにおける慈善型老人ホームの成立—ダーナ実践を通じたチャリティの土着化」『アジア・アフリカ地域研究』10(2): 257-288.

藤井千晶. 『東アフリカにおける民衆のイスラームは何を語るか—タリーカとスンナの医学』ミネルヴァ書房, 2018年, 272 p.

池邊智基\*

本書は、東アフリカのタンザニア共和国沿岸部に位置するザンジバル島における、民衆のイスラーム実践を詳細に描いた研究をまとめたものである。本書の目的は、タリーカ（イスラーム神秘主義教団）とスンナの医学

（預言者ムハンマドの言行に基づく医学）の実践をとおして、東アフリカにおける民衆のイスラームを考察することである。この2つの対象はそれぞれ担い手も実践空間も異なる事例である。しかし両者に共通しているのは、ともにイスラーム的な伝統を受け継ぎながらも、ザンジバルの社会的な状況に対応しながら変容を続けてきた点である。その意味で著者の問題関心は一貫しており、本書では「教義としてのイスラームの普遍性」と「民衆の多様な実践」の記述を通じて、時代や社会的背景に応じて柔軟に「正しいイスラーム」へ向かうための再解釈が続けられてきたことが詳細に示されることになる。

本書は全4部構成、全13章である。それぞれの章を概観しよう。

序章では、東アフリカのイスラーム研究の歴史が概観される。これまでの研究ではイスラーム知識人の活動や著作についての蓄積はあるものの、民衆レベルの実践についてはイスラーム的な要素が議論の中心に置かれないまま、儀礼や民間信仰、シャーマニズムなどを中心とした調査がされてきた。そのために東アフリカでは中東に比べて遅れた「田舎イスラーム」が実践されているという認識が絶えず存在していたことが述べられている。

第I部では、東アフリカにおける民衆のイスラームについての先行研究が概観される。第1章では、「民衆のイスラーム」とイスラームがもつ地域性について、これまでの研究とその問題点がまとめられている。まずイスラーム知識人などの宗教的権威に属する「公式イスラーム」（ないしは「規範的イス

\* 京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科

ラーム)」と、民間信仰的な「民衆イスラーム」という、長らくイスラーム研究において用いられてきた二分法の議論に対する批判が説明される。東アフリカのイスラーム研究に絞ったレビューでも、同様に「高度」で「正式」なイスラームに対置されるようなかたちで、現地で行なわれる儀礼などの宗教実践は、「低度」で「民間起源」であるとされてきたことが述べられる。そうした「民衆イスラーム」という概念設定は、クルアーンやハディースから逸脱した、劣った宗教実践という印象を与えてしまい、イスラーム的に正しくあろうとするムスリムの意志を無視してしまいかねない。そのため、本書では「民衆のイスラーム」という言葉を使用することが宣言されている。「民衆のイスラーム」の概念には、日常生活を送るムスリムが、絶えず正しいイスラームを希求し、クルアーンやハディースに基づいたさまざまな伝統を常に呼び起こし、参照し、試行錯誤を繰り返し、実践を続けている、という含意がある。第2章では、東アフリカ沿岸部・スワヒリ地域の地理や歴史、言語や民族について説明されている。スワヒリ地域はアラビア半島との交易都市としてイスラーム化とともに発展してきた。特に19世紀に入ってからのもハーシード朝によるオマーンからの統治によって、オマーンとザンジバルの緊密な関係が形成された。その結果イエメンのハドラマウト出身者などの知識人との交流があったことが描かれており、そしてそれがタリーカの浸透の契機ともなったことが示されている。

第II部では、東アフリカのタリーカについ

ての概略的な説明がなされ、ザンジバル島におけるタリーカの組織形態やその運営状況、宗教実践の詳細な内容について描かれている。第3章では、東アフリカのタリーカについての先行研究の整理と、著者が実際にザンジバルで観察したタリーカの詳細な分類が行なわれている。続く第4章では、タリーカの内部で実践されている預言者生誕祭（マウリディ）の様子やそのプログラム構成などのさまざまな事例から、現在のタリーカの活動について全体像をとらえる試みがなされている。第5章ではザンジバルで現在活動している各教団の起源や、現在のタリーカの特徴をあげながら、過去から現在の状況にいたるまでの変容の原因についても考察されている。その変容のひとつの要因として、ザンジバル革命の影響で国内にいたアラブ系への迫害があった。教団の師弟関係の系譜（スィルスィラ）は、教義を正式に受け継いだ歴史を示すために書き残されるものであるが、アラブ系とのつながりが明らかとなるために、教団への弾圧も起きかねない。それゆえに、教団の内部で系譜の保存を避け、現代では系譜が忘却されてしまう状況が生じた、と著者は説明している。

第III部では、クルアーンとハディースに基礎を置くスンナの医学に焦点があてられている。第6章では、ザンジバルで実践されているスンナの医学の基礎となった「預言者の医学」について、その歴史や治療方法として発展した過程、書かれた著作物の情報が概説され、続く第7章では、ザンジバルに存在する医療について、先行研究と著者の参与観

察からの情報をあわせて検討がなされている。第8章では、ザンジバルの伝統的な治療実践のひとつであるウガンガと、スナナの医学の詳細な比較が行なわれている。ウガンガは身体の不調や人間関係、精神的な病や原因不明の病などの原因をジニ（精霊）に求める。治療、すなわちジニを追い払うにあたっては、呪医が預言者の医学の著作を参照しつつ、薬草や香油、魔法陣などを用いたり、クルアーンの朗誦をしたりする。スナナの医学も同様に、ジニに病因を求め、預言者の医学を参照しているが、治療者はクルアーン学校の教師である。ウガンガと同様の治療方法がとられるものもあるが、魔法陣などのモノ信仰は「非イスラーム的」な要素であるとして排除している。第9章では、スナナの医学の知識を発信する情報媒体や、治療者と治療所、治療内容と対象となる病と問題、病との付き合い方について論じられている。

第四部では、ザンジバルのタリーカとスナナの医学の実践についての総括と、一般の民衆を担い手として行なわれるイスラームについての考察が行なわれる。第10章では、東アフリカ沿岸部のイスラームの普及から現在までの知の変遷について考察されている。1860年代以降、ザンジバルに招聘されたハドラマウト出身者によって預言者生誕祭マウリディが開催され、一般のムスリムも参加できるズィクリを伝えることとなる。そうした、民衆へと開かれた実践の形態が作られたものの、独立後の新政府によるアラブ人・インド人の弾圧や、1980年代からのイスラーム復興運動「アンサール・スナナ」の影響

で、民衆の実践するイスラームを取り巻く状況は大きく変化してきた。その中で、タリーカにおける宗教実践は、クルアーンやハディースに言及のない「多神教的」な要素が徐々に排除されてきたのである。続く第11章では、スナナの医学もタリーカが変容してきたのと同様に、「アンサール・スナナ」の担い手が正しいイスラームを実践するために、ウガンガの「非イスラーム的」要素を排除してきたことが指摘される。さらに、ウガンガが秘義的な知識やクルアーンの難解な解釈を治療者に求めていたのに対して、スナナの医学は日頃から実践できるものとして治療方法を簡略化し、治療者養成も積極的に行なっている。

結論部にあたる終章では、民衆のイスラームが、常に時代に順応して変化してきたことが指摘される。活動内容や形態の変容を余儀なくしてきた政治的・社会的な状況を背景に、「イスラーム復興」と「民衆の包摂」が同時に起きているザンジバルの状況が描き出される。結論として著者は、東アフリカの民衆のイスラームを、「順応と葛藤のせめぎ合い」という言葉で表現している。ザンジバル革命以降の政府による宗教活動の制限、1980年代以降からのイスラーム復興を通じて、タリーカの活動もスナナの医学も、「クルアーンとハディースに忠実であるべき」という風潮の中から試行錯誤の末に、現在の状況まで変化してきたのである。

以上が本書の要約である。著者の実直な参与観察と聞き取りを通じて、ザンジバルのイスラーム実践が、さまざまな社会的影響を受

けて変容してきた過程を、民衆の生活の中に息づく信仰の姿として鮮やかに映し出しているといえるだろう。

一点、スナナの医学に関していえば、正しいイスラームを求める民衆の「順応と葛藤」には、西洋医学の浸透という側面も分析の可能性があるだろう。それは、西洋医学とスナナの医学で、それぞれ治療の場と対象の棲み分けが行なわれていることから考えられるのではないだろうか。スナナの医学の治療者は自分が診断できない病いもあるため、病院でまず診察を受けるようにと被治療者に伝えている事例が本書には描かれていた。スナナの医学はこの棲み分けに「順応」しているように見受けられるが、西洋医学の治療者にとってこの状況はどのように映っているのだろうか。たとえばスナナの医学の治療法が、西洋医学で治療をする医師からは「非科学的」な「民間療法」として批判を浴びる可能性はあるだろう。また、スナナの医学で治療される「不治の病」も、その「不治」という認識は西洋医学の知識と不可分であり、適切な治療法も時代によって変化するだろう。そうした場合、イスラームとしての正しさを求めることと、西洋医学的な正しさを求めることの対立が生じ、スナナの医学が「葛藤」を覚えることもありうる。このような観点からみれば、宗教弾圧やイスラーム復興運動などのさまざまな条件の下でザンジバルのイスラームが変容を遂げてきたように、時代や社会の変化の中で、西洋医学がスナナの医学の治療実践に影響を与えてきたことも考えられるのではないだろうか。

とはいえ、著者の詳細かつ圧倒的な筆致、さらに治療を受けた実体験の記述は、同様に西アフリカ・セネガルにおける民衆のイスラームを調査・研究している評者にとっても、非常に興味深かった。今後の著者の調査・研究の発展を願い、本稿を締めくりたい。

深山直子・丸山淳子・木村真希子編。  
『先住民からみる現代世界—わたしたちの〈あたりまえ〉に挑む』昭和堂、2018年、288 p.

中村友香\*

本書は、世界各地の先住民 (indigenous peoples) をめぐる事例を取り上げる。そして先住民を名乗る人々からみた世界と、先住民概念をめぐる多種多様な運動や現象について明らかにすることを目的とした論集である。国連先住民権利宣言が先住民の定義を取って避けたことの意味を論じたうえで、先住民は「である (being)」という固定化された状態ではなく、「なる (becoming)」ものとして捉えるべきであるという視点に立つ。このことによって、先住民運動を先導してきたグループのみならず、近年先住民主張を始めた新たなグループにも注目し、先住民の「立ち現れ」方を論じる。先住民をめぐるグローバルな運動や宣言がどのような影響をもってきたのか、歴史的背景の異なる場所でのどのようにそれが展開したのかについて丁寧に述べら

\* 京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科

れる。先住民概念はしばしば戦略的に選択されたり、されなかったりする。こうした選択と戦略、葛藤と困難をめぐるさまざまな事例が民族誌的な観点から描かれ、先住民の多様な現れ方を理解できるような構成になっている。

まず序章「いま、なぜ先住民か」(丸山淳子、木村真希子、深山直子)では、先住民をめぐる苦難と権利運動の歴史がふりかえられる。そのうえで、2007年の国連先住民族権利宣言が、「先住民が他の人々との違いを維持しながら平等の権利を持つことが認知された」(p.7)画期的なものであったことを指摘する。筆者らは、先住民を定義することが敢えて避けられたことによって、先住民が包括的な概念に発展したこと、先住民は「なる」ものとして存在し、それをめぐるさまざまな戦略と選択の様相が立ちあがっていることを明らかにしている。

1章と2章では、2007年に採択された国連先住民族権利宣言を取り上げる。1章「先住民、先住の民、民の平等の完成形」(清水昭俊)では特に、国連先住民族権利宣言の内容を丹念になぞる。それによって清水は、「先住民」を認定する権威を、先住民以外の何者ももつべきではないことを指摘する。同時に、宣言を読み、それが『我々の歴史と実情を言い当てている』と認識する集合体が自らを『先住民』と認定」(p.42)する時に先住民が出現すると述べ、宣言と「立ち現れる」者としての先住民の関係を描く。2章「声を上げた日本の先住民族」(上村英明)では、この権利宣言が、日本における先住民

運動にとってどのような意味をもったのかを、琉球とアイヌの事例を通じて分析する。上村はこの宣言をめぐる両民族の事例を概観して、本質的な問題はほぼ何も解決していないとしつつも、日本は単一民族国家であったという神話がまかり通っていた社会枠組みの変化の兆しを指摘する。

3章から6章は、先住民や先住民になろうとする人々が、それぞれが属する国家においてどのように政府や先住民ではない人々と交渉し、権利を獲得しようとしているかが描かれる。3章「ビジネスと文化の交錯」(深山直子)では、マオリとニュージーランド政府の間に生じた商業的漁業権をめぐるコンフリクトと、前浜および海底をめぐるコンフリクトの2つの事例をあげる。そして主流社会が構築した仕組みに則ってビジネスを展開しようとする姿勢と、植民地化以前からマオリたちの間で継承されてきた自文化を根拠に、主流社会の仕組みの前提そのものに挑む姿勢という、2つの姿をもつマオリたちを描いた。4章「近代国家の成立と『先住民族』」(石垣直)では、台湾と沖縄における先住民運動の歴史と現状を整理し、その特徴を指摘する。石垣によると、両者は地理的・歴史的共通点をもつ一方で、文化的状況や近代国家の成立をめぐる歴史的経験などの違いから、「先住民族」を掲げた権利要求をめぐる展開には大きな違いが生じていることを指摘する。

5章と6章では先住民が自らの固有性を主張する際に生じる歴史の再構成という問題を取り上げる。5章「先住民の歴史を裏付ける資料とは」(水谷裕佳)では、アメリカのヤ

キが先住民としての権利を獲得するために、政府から認定されるにあたって研究者ではなく、当事者である先住民の人々がつむぐ歴史が重視されるようになりつつある現状を描く。つづく6章「先住民化の隘路」(齋藤剛)では、モロッコのアマズィグ人(他称ではベルベル人)の先住民運動の事例を通じて、歴史の再構成の新たな展開を追う。モロッコのアマズィグ人にとって、アラブ人のイスラーム文化と自文化の差異化を図ることは困難であるという。ここで運動指導者は、植民地支配期の民族観念を継承しつつも、独自にそれを組み換えることによって、自文化とアラブ人のイスラーム文化を融和的に位置づけられるような故郷や歴史、民族を再定義しているという。

7章から10章では、先住民としての権利を主張する人々と、先住民概念を利用した戦略をとらない人、先住民の中で成功していく人と排除される人々の多様な実践を描く。特に7章「国家を超えた先住民ネットワーク」(木村真希子)では、インド/ミャンマーのナガ民族の人々が、アジアの先住民と協力して、アジア先住民連合という国境を越えたネットワークを築き、国家にとらわれない生き方を模索する様子を描く。これは自らのアイデンティティの表明につながる実践でもあると木村は指摘する。一方8章「包摂と排除の政治力学」(小西公大)は、同様の国においてでも「先住民になる」ことを選択しないトライブ、ビールの事例を描いている。インドにおけるトライブには非常に多様な人々が包括されており、その分多様な戦略が

とられる。トライブ概念は国内における権利や資源の再分配に関する議論の文脈で顕在化する傾向にあり、先住民概念のようなグローバルなネットワークに参入するという戦略がとりにくいという弊害についても言及された。

9章と10章では、先住民の権利や文化が認められる一方で、そこから排除される人々がいることに焦点を当てる。9章「誰のための伝統文化か」(中田英樹)では、グアテマラのマヤ系先住民の中には、先住民文化として認められるコーヒー栽培を行なうことで経済的に豊かになる人々がいる一方で、伝統的なトウモロコシ栽培を行なう人々が排除され、忘れられ、先住民として生きることすらできなくなっていく状況を描写する。10章「先住性と移動性の葛藤」(丸山淳子)ではボツワナのサンによるグローバルな先住民運動への参加と、土地権利回復をめぐる裁判の事例を取り上げる。裁判判決によって、サンの人たちは故郷に戻る権利を認められた。しかし一方で彼らが長らく営んできた移住生活そのものには焦点が当てられておらず、かえって先住民の遊動生活を阻んだり、定住生活への移行を強いたりする可能性さえもつ結果となってしまうという矛盾を指摘する。

加えて本書の内容を更に豊かに魅力的にするのが9本のコラムである。「国内に先住民はいない」という立場をとることが多いというアジア諸国の中からタイの遊動民を取り上げた事例(コラム②)、国際的には先住民であるが、国内では「よそ者」として捉えられるカメルーン・ボロロの事例(コラム⑥)、先住民運動とは異なる形で民族自治を目指し

ており、同時に避難先の地域への愛着も垣間みせるチベット難民の事例（コラム③）など、それぞれのコラムは、先住民運動や「先住民」概念をめぐる問題群の複層性を浮かび上がらせることに貢献している。

本書は、先住民にとって歴史的な出来事であった、2007年の国連先住民権利宣言から10年が経ち、その後彼/彼女らの生活がどのように展開しているのかを描く。先住民を名乗る人々を中心に、「先住民」概念をめぐる非常に多様で柔軟な人々の実践を描くことで、敢えて一定の価値判断を下さず、読者に問いかける。読者は、先住民が主体として描かれる世界を垣間み、たとえば沖縄やアイヌなどの地理的に身近な例を学ぶ中で、「自分は誰なのか」「搾取者と被搾取者という社会構造の中で自分はどうあるべきなのか」という、重要な問いへと立ち戻らされる。抑圧的な権力のもとで、自らの権利や自由を模索し生きる人々の姿を描いた本書は、先住民研究を志す者のみならず、現代社会の行き詰まりや、不均衡な社会構造、権力をめぐる問題群に関心を寄せる多くの人に新たな視点と可能性を喚起するだろう。

本書の多くの章が指摘する先住民の政治戦略的な側面は、先住民をめぐる様相の重要な側面である。しかし一方で、先住民は、現代世界を生きる多くの人々と同様に、常に戦略的であるわけではなく、政治とは直接関わり合いの無い人間関係や日常生活を営んでいるはずである。権利宣言が出された後の世界は、人やモノ、情報のネットワークがこれまでになく拡大している。そうした状況の中

で、本書に登場した人々は、どのように文化や習慣を生き、同じ社会に生きる先住民ではない集団とどのような関係を築いているのだろうか。現代の先住民の生活世界を描くこともまた、先住民を知り、そして現代世界を問うために必要な要素であり、今後こうしたことに主眼を置いた研究の発展を期待したい。また本書では、「文化」という語が繰り返されるものの、文化概念自体に関する定義や議論は行なわれておらず、「文化」が排他的で固定化されたものであるかのような印象さえ受ける。「文化」の動的で流動的な側面や、戦略としての文化概念に着目した議論についても言及されるべきであったといえる。

本書は、先住民の特に政治戦略的な側面に着目した包括的な研究書である。現代においては、先住民の権利が部分的にはあるが確実に認知されるようになりつつあると同時に、その文化が映画や漫画、アートなどのコンテンツとしても扱われるようになっていく。本書は、先住民を主体とした世界を描くことによって、さまざまな情報にさらされる私たちが、単に先住民をロマンティックな他者として考え、再び彼/彼女らの主体性を無視してしまうような危険を遠ざけてくれる。そして、差異と多様性を含みながらいかに社会的包摂を実現するかという難問に果敢に取り組む重要な著作である。

杉木明子. 『国際的難民保護と負担分担  
—新たな難民政策の可能性を求めて』法  
律文化社, 2018年, 204 p.

山崎暢子\*

2010年代には難民問題に関連する著作の出版が相次いだ。本のタイトルに「難民」の2文字が付され、もちろん本文でもそのテーマをあつかった和文の学術書は少なくとも8冊が刊行された。翻訳書も含めるとこの数はずっと増える。洋書では、たとえば「強制移動」シリーズと題して1996年の第1巻刊行から継続して2017年までに計36巻を世に送りだした出版社Berghahn Booksから、2017年と2018年の2年間にそのシリーズとは別に難民関連の著作が3冊以上刊行されている。この動向のなかで本書の特徴は以下のようにまとめることができるだろう。難民研究は、国連高等弁務官事務所（以下、UNHCR）をはじめとする人道機関による国際的な難民支援体制の確立および支援現場での実践と深くかかわりながら展開してきた。本書は、この経緯をふまえつつ、国際政治や国際機構論の視点から難民制度の現状と課題を分析するところに特徴がある。「あとがき」にあるとおり本書は、著者がこれまでに執筆した複数の論文を、「負担分担」という主題にそってまとめたものである。

本書は、「すべての人は人であるというだけで基本的人権を有し、本人の選択でないにもかかわらず、人権侵害や紛争等によって移

動をよぎなくされている人々が潜在的能力を活かし、尊厳のある生活を送る権利があり、庇護を求める人々を支援することは人類の一員として、誰もが果たすべき最小限の義務である」(pp. 2-3) とか、「途上国の庇護国で暮らす難民の人権が保護され、尊厳ある人間らしい生活を暮らせるようになるまで富裕国は途上国に対して支援する義務がある」という立場にたって (p. 10) 「理論と現実を架橋すること」を目的としている。

そのために本書は、序章と終章のあいだに、理論的分析を行なった第1部（第1章～第3章）と、事例に即した記述である第2部（第4章～第7章）を配置する構成をとっている。具体的な事例としては、カナダとデンマーク、そして東アフリカのウガンダとケニアが紹介されている。

第1章で著者は、なぜ負担分担が必要なのかという問いをたてて、難民保護の観点から国際的な負担分担の重要性を論じ、負担分担を実現するうえでの課題を指摘する。そして第2章では、難民問題と国際的負担分担の変遷を概観し、第3章では国際的負担分担をどのように実現するかを模索している。

本書において「負担」とはおもに、難民受け入れ人口のGDP1ドルあたりの受け入れ人数や人口比などの指標 (pp. 11, 14, 27) で測られ、UNHCR等が参照するものである。そして「負担分担」には、財政的負担分担と物理的負担分担がある。著者によれば財政的負担分担は、ドナーが第一次庇護国へ資金を提供する方法によって、二国間援助、およびUNHCR等の国際機関を通す多国間援

\* 京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科

助の形態にわけられる。他方で、物理的負担分担には「第三国定住、再配置、人道的な難民受け入れプログラム等」が含まれる (pp. 15-16) が、あとに続く各章で重点的に検討されるのはこのうちの「第三国定住」<sup>1)</sup> である。世界の難民受け入れの状況を見ると、まず 2016 年時点で世界の難民総人口の 8 割以上がいわゆる途上国に居住している。そして国民 GDP1 ドルあたりの難民数をみると、上位 10 ヵ国のうち 8 ヵ国がアフリカ大陸に位置し、難民受け入れの人口比が大きい上位 10 ヵ国のうち「北」に位置するのは 2 ヵ国だけ (p. 14) という、偏重した難民受け入れの実態がある。こうした統計を指摘しつつ、本書は、いわば地球規模の不平等を是正すべく「新たな難民政策の可能性」をひらく必要性を説く。

負担分担に関しては、法的拘束力をもつ国際的な規範が存在しないため、ユニバーサルな分担策を確立することが困難であることを、著者はくり返し論じている (序章、第 1 章、2 章、3 章、5 章、終章)。しかし同時に負担分担という課題は、難民保護のためにこれまで開催された数々の国際会議でたびたび議題にあがり、その価値や必要性は広く認知されているという (p. 13)。第 2 章では、こうした国際会議が開催された背景と各会議における論点が、財政的負担分担と物理的負担分担という視点から整理されている。第 3 章で、

国際的負担分担を実現するための条件をグローバル公共財やゲーム理論の概念を用いて例示したうえで、負担分担を制度化するために先行研究が提示してきたアイデアを紹介している。

なお、本書で詳しく触れられてはいないが、負担分担に関しては 1998 年の国連総会でも議論されており、なぜ負担分担が必要なのか、負担分担には誰が関与すべきか、負担分担はどの程度システム化させるべきか、といった問題提起がなされている [United Nations General Assembly 1998: 6]。本書の問題意識はそうした系譜に連なるものである。

さて、本書の第 2 部では具体的な事例をもとに議論が展開されている。まず第 4 章では、開発援助とタイアップして難民の自立を促す支援政策を実施してきたウガンダの例が紹介される。難民は、さまざまな制約を受けながらも、自立支援プロジェクトを活用して自活したり、難民定住地の内外で多様な経済活動を行ない現金稼得の機会を得ている。著者は、こうした開発志向の援助を実施することが、ひいては受け入れ国の経済的負担の軽減につながると述べる。

第 5 章ではデンマークの事例が紹介されている。デンマークでは、開発援助を担当する外務省の部局が、200 を超える非政府組織 (NGO) と連携を図りながら政策を立案し、実施・運営する。貧困削減を第 1 の目標とするデンマークの開発援助は 1949 年に開始されてから 2000 年代はじめまで ODA の拡大とともに多様化した。総額は徐々に削減されるようになっていった。2003 年には援

1) 第三国定住とは、保護を求めて避難した国で難民登録された難民のうち、彼 (女) らを受け入れ、定住資格を与えることに合意したさらに別の国へ移動することを指す [UNHCR 2011: 3]。

助と難民問題を関連づけた「出身地域イニシアティブ」という事業が援用され、ウガンダやケニア、タンザニアといった難民受け入れ国もこの事業の対象となった。本章ではザンビアで実施された二国間援助の例が検討されている。その事業の成果自体は限定的ながらも、難民を受け入れることは国際社会からさらなる援助を呼びこむことにつながるという考えが、受け入れ国ザンビアの政府関係者らのあいだに生まれたことを著者は評価している。

第6章では、独立後のケニアにおける難民政策の転換を4期（1963～1991年、1991～2003年、2003～2012年、2013年以降）にわけて、特に2つめの時期の特徴を概説したのち、難民の第三国定住を促進するためには何が必要であるかを論じている。

ケニアから第三国定住地のかたちで難民を受け入れている国には、米国やカナダ、オーストラリア、スウェーデン、英国などがある（pp. 130-131）。このうち米国は、第三国定住の受け入れ人数が世界最多といわれている。ケニアから米国に渡る難民の数はアフリカ諸国のなかでもっとも多く、その半数以上がソマリ難民とされる。本章では、2001年9月11日のテロや、トランプ大統領が発した大統領令によって、米国の難民受け入れが一時的に停止された事態が指摘されており、難民の第三国定住の受け入れは、世界情勢や受け入れ国の政治的思惑によって、その可否が大きく左右されることが示唆されている。

本章ではまた、第三国定住に関連する問題が3つ提起されている。ひとつは、緊急事

態あるいは特別な医療を必要とする難民の第三国定住を受け入れている国が多くないこと、次に、第三国定住の受け入れ数は非常に限られており、ケニアにいるすべての難民のニーズを満たせないこと、そして第3には、受け入れ国の社会に適応できそうな難民が優先的に受け入れられる傾向が強いことである（pp. 132-135）。すなわち、難民の受け入れには、受け入れ国側の意向が強く反映されるため、受け入れ国のコミットメントが必要であることが指摘されている。

第7章では、移民大国カナダにおける難民政策の歴史を4期にわけて記述したのち、物理的負担分担の具体的な方策としての第三国定住政策の課題が詳細に記されている。カナダでは「国外難民保護制度」を通して、カナダ国外に居住する難民の第三国定住の受け入れを行なっているが、この制度には4つの課題があることを著者は指摘する。すなわち、第三国定住審査の独立性の確保、審査の透明性、審査の公正性、そして、第三国定住審査に申請者が異議申し立てを行なう機会が限られていることである。一方で、カナダは特定のグループを対象とした第三国定住プログラムを実施しており、アフリカやアジアなどから避難民を受け入れてきた。

終章では、各章の小括を行なったうえで、国際的な難民保護の観点から負担分担の難しさがあらためて指摘され、その重要性が強調されている。

以上、本書の構成と内容を概観した。評者なりに本書の課題を以下に2点だけ指摘してみたい。

まず、本書で用いられている訳語や固有名詞についてである。たとえば、本書の第 1 章で難民条約を紹介するなかで初めて登場し、あとの章で負担分担に言及するためにも何度か用いられている「再配置」という訳語の意味は、ついに説明されない。専門書に日常的に目を通す人や、この言葉の指す状況に現場で直面する NGO 職員、政策の決定と実施に携わる役人らに向けて発信している場合を別として、それぞれの用語がどういった文脈で用いられるようになったのか、その訳語について邦文の先行研究ではどのように言及されてきたのかについて省略せずに記述してほしいと感じた。また、第 4 章では、南スーダンからウガンダに避難した「ディンカ」という民族名や、避難先の「ウェスト・ナイル」という地域名が一度だけ登場するが、こうした用語は初めて目にする人にとっては理解しにくいにもかかわらず、説明がなされていない。同様のことは、これ以外にも本文中に散見される。

第 2 は、事例研究としてカナダとデンマーク、ウガンダ、ケニアの 4 ヵ国が選択された理由と難民保護のための負担分担、そして難民の第三国定住との関連性である。本書では第 1 部と第 2 部を通じて、アフリカ大陸には多くの難民が長期にわたって滞在しており、そのなかで第三国定住の機会を得る難民はほんのひとにぎりであることが示されている。UNHCR の統計によれば、2016 年にウガンダから第三国定住制度によって第三国へ移動した難民の数は、ウガンダにおける難民総人口の 1 パーセントに満たない (第 4 章)。

難民の第三国定住の受け入れ人口が最多であるアメリカに、アフリカ諸国としては最多の難民を送りだしているケニアでさえ、その人数は年間 5,000 人ほどである (第 6 章)。第三国定住の受け入れ国は 2005 年の 14 ヵ国から、2016 年には 37 ヵ国に増えたとはいえ、第三国定住できる難民は世界全体の難民の約 1 パーセントにすぎない (p. 63, 188)。また、第三国定住の受け入れ先にはどの国でもなれるわけではなく、UNHCR などによって一定の条件が設けられている。つまり、第三国定住が難民問題の解決に寄与する可能性は、決して大きくはない。本書の随所で著者は、第三国定住の困難を指摘し、受け入れ国側の制度の落とし穴や政治経済的課題を列挙する。しかしながら著者のいうように、途上国に偏った難民受け入れの「負担」を先進国が肩代わりすることの意義を問い続けることは確かに重要である。そのためにも、難民問題の解決において第三国定住がもつ現実的な可能性を、負担分担に関するほかの方策との関連のうえで、もうすこし具体的に論じてほしかったと評者は感じている。

なお、これらの指摘は決して本書の価値を減ずるものではない。本書は、こんにちの難民保護制度が抱える諸課題についての理解を大きく進展させてくれるし、各国の政策転換の背景にある政治的、経済的事情や政策内容に関する膨大な情報を提供しており、難民政策に関して深い知見が得られる一冊である。

評者はウガンダにおいて、南スーダンやコンゴ民主共和国から避難してきている難民や、かつて各地で難民として避難生活を送

り、現在はウガンダに帰還している人たちについて調査をしている。その過程で、ウガンダで難民に関する諸事項を管轄する部局をもつ首相府やUNHCRの職員と何度も会い、刻一刻と変わる現地の様子をなるべく的確に把握しようと努めてきた。本書で紹介されているように、政策の転換とその背景にある国内事情、そして国際社会における難民保護制度の大きな流れに配慮することの重要性を、評者は本書を通読してあらためて認識させられた。

## 引用文献

- United Nations General Assembly. 1998. *International Solidarity and Burden-sharing in All Its Aspects: National, Regional and International Responsibilities for Refugees*. Annual Theme. A/AC. 96/904. (<http://www.refworld.org/docid/4a54bc2f0.html>) (2018年7月8日)
- United Nations High Commissioner for Refugees (UNHCR). 2011. 『UNHCR 第三国定住ハンドブック』 ジュネーブ: UNHCR 国際保護局.